

暴力団排除条項の導入に伴う

普通貯金・当座勘定規定の改定について

J Aあきた白神は、平成 22 年 11 月 10 日から、普通貯金規定、普通貯金無利息型(決済用)規定、当座勘定規定を改定いたしますのでお知らせいたします。

1. 改定内容の概要

- (1) 普通貯金等のお取引を開始する際に、「お客さまが暴力団等反社会的勢力に該当すると判明した場合」や「お客さまが自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為等を行った場合」には、貯金口座(取引)の開設を謝絶できることを明記します。
- (2) すでにお取引いただいている場合でも「お客さまが暴力団等反社会的勢力に該当すると判明した場合」や「お客さまが自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為等を行った場合」には、貯金口座(取引)の利用を停止し、またはお客さまに通知することにより解約できるものとします。

2. 改定内容

普通貯金規定

改正後	改正前
第1条～第22条(省略) 第23条(解約) ①(省略) ② この当座勘定は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、 <u>当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</u> 1. <u>当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> 2. <u>本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. <u>暴力団</u> B. <u>暴力団員</u> C. <u>暴力団準構成員</u> D. <u>暴力団関係企業</u> E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> F. <u>その他前各号に準ずる者</u> 3. <u>貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u>	第1条～第22条(同左) 第23条(解約) ①(同左) (新設)

改正後	改正前
<p>A. 暴力的な要求行為 <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 <u>E. その他前各号に準ずる行為</u> <u>③～④ (省略)</u></p> <p>第24条～第26条(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成22年11月10日現在)</p>	<p><u>②～③ (同左)</u></p> <p>第24条～第26条(同左)</p> <p style="text-align: right;">(平成17年1月4日現在)</p>

普通貯金無利息型(決済用)

改正後	改正前
<p>1. ～10. (省略)</p> <p>11. (解約等) (1)～(2) (省略)</p> <p><u>(3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告したことが判明した場合</u></p> <p><u>② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u></p> <p><u>③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p><u>A. 暴力的な要求行為</u> <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期</p>	<p>1. ～10. (同左)</p> <p>11. (解約等) (1)～(2) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 前2項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期</p>

改正後	改正前
<p>当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。</p> <p>12. ～14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第11条第4項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">(平成22年11月10日現在)</p>	<p>間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。</p> <p>12. ～14. (省略)</p> <p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第11条第3項にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: right;">(平成20年9月1日現在)</p>

当座勘定規定

改正後	改正前
<p>第1条～第22条 (省略)</p> <p>第23条 (解 約)</p> <p>① (省略)</p> <p>② この当座勘定は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、<u>当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</u></p> <p><u>1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p><u>2. 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p><u>A. 暴力団</u></p> <p><u>B. 暴力団員</u></p> <p><u>C. 暴力団準構成員</u></p> <p><u>D. 暴力団関係企業</u></p> <p><u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p><u>F. その他前各号に準ずる者</u></p> <p>3. 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><u>A. 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</u></p>	<p>第1条～第22条 (同左)</p> <p>第23条 (解 約)</p> <p>① (同左)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>E. その他前各号に準ずる行為 <u>③～④ (省略)</u></p> <p>第24条～第26条 <u>(省略)</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(平成22年11月10日現在)</u></p>	<p><u>②～③ (同左)</u></p> <p>第24条～第26条 <u>(同左)</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(平成17年1月4日現在)</u></p>

J Aあきた白神は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)に基づき、反社会的勢力との関係遮断・関係解消のための取組みを積極的に推進しておりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上